

会 議 記 録

会議名称		令和 8 年度第 1 回 杉並区公契約審議会
日 時		令和 8 年 8 月 25 日（火）午前 10 時 30 分～午前 11 時 43 分
場 所		西棟 6 階 第 5・第 6 会議室
出席者	委員	水島委員、砂川委員、酒井委員、高取委員、島田委員、今里委員
	事務局	総務部長、経理課長、営繕課長、契約係長、契約担当係長、契約係員
傍 聴 者		6 名
配布資料		資料 1 杉並区公契約審議会委員名簿 資料 2 杉並区公契約審議会事務局職員名簿 資料 3 公契約条例の運用状況について 資料 4 特別区の公契約条例の動向について（工事又は製造の請負契約） 資料 5 特別区の公契約条例の動向について（工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約・指定管理協定） 資料 6 人事院勧告等の動向について 資料 7 審議会の検討スケジュールについて（案） ・令和 8 年度第 1 回杉並区公契約審議会 参考資料 ・参考資料別紙 見習い・手元等の実態調査結果
会議次第		1 開会 2 委嘱 3 委員紹介 4 事務局紹介 5 会長及び職務代理の選出 6 諮問 7 報告 (1) 公契約条例の運用状況について (2) 特別区の公契約条例の動向について (3) 人事院勧告等の動向について 8 議事 (1) 公契約審議会の検討スケジュールについて (2) 令和 9 年度の労働報酬下限額について 9 その他 (1) 第 2 回杉並区公契約審議会 10 閉会

(開会前に、経理課長より会議及び会議録の公開についての説明、配布資料確認あり)

○青木経理課長 定刻となりましたので、審議会を開会いたします。

本日は新たな任期の第1回でございますので、会長の選出が行われるまでは、僭越ではございますが、私が進行役を務めさせていただきます。

委員の出欠状況のご報告ですけれども、6名全員の出席を頂いており定足数に達してございます。

開会に先立ちまして、山田総務部長から一言ご挨拶を申し上げます。

○山田総務部長 皆さん、こんにちは、総務部長の山田でございます。

公契約条例の下に設置をされましたこの審議会の開催、今年度で7年目ということになります。3年ごとの委員の委嘱期間ということで、今年度から第3期目の委員の委嘱ということになってございます。お忙しい中、委員をお引き受けくださいます、誠にありがとうございます。

後ほど事務局からのご説明をいたしますけれども、杉並区の公契約条例の制定、当時は23区内でたしか7番目ということだったかと思えますけれども、現時点で既に18区が条例を制定したということになってございまして、当時を思い起こせば隔世の感があるなというような感じもいたしております。当区においても様々な課題がある中で、今年度もぜひ活発なご意見を頂戴できればというふうに考えてございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

委員の委嘱につきましては、本来であれば区長より直接委嘱状をお渡しすべきところでございますけれども、区長、公務多忙というところで、皆さんにぜひよくお伝えくださいということで仰せつかってございます。

また、委嘱状につきましてはあらかじめ席上にご配付をさせていただくという形で行わせていただきました。これによって交付に代えさせていただきたいというふうに思っております。どうぞご了承いただければと思います。

それでは、今期もどうぞ活発なご議論を頂きますようお願い申し上げます、ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○青木経理課長 本日は第1回の審議会でございますので、委員の皆様には自己紹介をお願いしたいと存じます。

資料1の委員名簿の記載順をお願いをできればと存じます。

(各委員の自己紹介)

○青木経理課長 ありがとうございます。

続きまして、区側の出席職員を紹介いたします。資料2の事務局職員名簿の記載順に自己紹介をさせていただきます。

(区職員の自己紹介)

それでは、次に、次第5の会長及び職務代理の選出を行いたいと存じます。

杉並区公契約条例第17条第1項の規定によりまして、本審議会の会長は委員の互選により定めることとされております。つきましては、立候補、または適任と思われる方のご推薦がありましたら、挙手をお願いいたします。

○砂川委員 最初から島田さんのほうに、過去6年間、会長をやっていただいて、皆様のご意見をまとめて、一本化にして進めてきたと思います。これからあと3年ですが、最初から関わっている島田さんを会長に推薦したいと思います。

○青木経理課長 はい。ただいま島田委員が推薦されました。ほかにご意見はございますでしょうか。

(なし)

○青木経理課長 ないようですので、島田委員に会長をお務めいただくことにご承認いただける方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

○青木経理課長 全員一致で、会長は島田委員に決定をいたしました。

この後の進行は島田会長に引継ぎをさせていただければと存じます。

○島田会長 ただいま会長にご推薦いただき、就任いたしました、島田陽一でございます。僭越ではございますが、皆様の協力で進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、条例17条第3項の規定によりまして、会長はあらかじめ職務代

理者を指名することとなっておりますので、指名をさせていただきます。
前回同様、今里委員にお願いできればと思いますが、いかがでございますでしょうか。

(異議なし)

○島田会長 ありがとうございます。

では、今里委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

○今里委員 ご指名いただきまして、ありがとうございます。僭越ではございますが、務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○島田会長 それでは、次第の6になりますが、諮問をお願いということになりますので、事務局、よろしくお願いいたします。

○山田総務部長 杉並区公契約審議会会長様。杉並区長、岸本聡子。

諮問書。区における公共工事等の入札、契約等の適正化及びその業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行及び公契約に基づく公共工事等の品質の確保を図るため、特定労働者等に対して支払われる賃金に係る令和9年度労働報酬下限額を定めることについて、貴審議会のご意見を承りたく、杉並区公契約条例第7条第2項の規定に基づき諮問します。

どうぞよろしくお願いいたします。

(総務部長から島田会長へ諮問書を手交)

○島田会長 皆様にもお配りいただけたでしょうか、諮問書。

○青木経理課長 はい。

○島田会長 ありがとうございます。

それでは、この諮問に基づいて審議のほど、よろしくお願い申し上げますと存じます。諮問にございましたように令和9年度の労働報酬下限額についてのご諮問でございます。

この後、審議のほうをしてまいりますので、円滑な議事進行に協力をお願いいたします。

それでは、諮問内容を踏まえまして、これより審議でございますが、次第7の(1)公契約条例の運用状況について、事務局のほうからご報告を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○青木経理課長 それでは、公契約条例の運用状況についてご報告をいたします。資料3をご覧ください。

まず、1番の労働報酬下限額の適用状況でございます。工事又は製造の請負契約は、令和8年度においては、7月1日時点で新たに21件を適用してございます。工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約は、令和8年度においては、7月1日時点で新たに212件適用しております。

指定管理協定は、条例施行後に公募したものから適用することとしたため、令和8年度新たに4件適用しております。

次に、2番の特定労働者等の申出及び立入調査状況につきましては、令和7年度に賃金が労働報酬下限額を下回っているとの申出が委託の業務であり、受託事業者への確認を行い、直ちに是正措置を行うとの報告を受けたところでございます。その後、是正対応が無事なされたことを申出者から確認が取れたため、本件は解決に至っているところでございます。

また、こちらが生じた原因としましては、労働報酬下限額が適用される従事者についての事業者の認識に誤りがあったためということで確認をしております。

以降の申出については、現時点では0件となっているところでございます。

立入調査は引き続き0件となっております。また、相談フォームなどへの相談件数につきましては、年平均2件から3件程度となっているところでございます。

こちらの相談について、確認の結果、案件が特定公契約に該当しない、または労働報酬下限額を下回っていなかったなどの理由によりまして、申出、立入調査まで行っていないという状況となっております。

次に、3番の周知状況でございます。契約の受注者に対しましては、労働報酬下限額の適用等について、入札実施時又は見積依頼時、さらには契約時に案内をしているところでございます。また、労働者に対しては、受注者に案内を掲示する、又は書面交付するよう求めてきたところでございます。

また、7年度から新たに区のホームページに労働者などの方から頂けるように、その方向けの専用ページを作成しまして、労働者の賃金などに関する相談フォームから受付できるようにしているところでございます。

加えまして、引き続き周知を強化するため、労働報酬下限額を記載した令和8年度版のポスター、および労働者への周知カードを作成しまして、受注者に配布しております。

私からは以上となります。

○島田会長

はい。ありがとうございました。

ただいまの事務局からの公契約条例の運用状況についてのご報告につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

○水島委員

よろしいでしょうか。

○島田会長

はい、どうぞ。

○水島委員

水島でございます。

この周知状況のところですけども、私、今年、とある方からご相談を頂きまして、その方は杉並区の地域包括支援センターというところで働いていらっしゃる方なんですけれども、杉並区の地域包括支援センター、いわゆるケア24と言われるものが区内各所にあるわけなんですけれども、いわゆる委託して、様々な団体等に委託をしてやっているわけなんですけれども、どうしても、その場所が福祉施設の中であったりして、地域包括支援センターの業務以外の仕事をやっている方も周りに結構いらっしゃるという中で、お願いしたいことといたしましては、この、いわゆるポスターなんですけれども、この事業場は公契約の対象事業場ですというポスターなんですけれども、その職場において、必ずしも公契約の仕事をしていない方もたくさんいる中で、そのポスターを貼るよという指導があるそうなんですけれども、なかなかそれも難しいと。ほかの福祉の仕事をなさっている方々は、厚生労働省の定める介護保険だとか、そういったものにより報酬を定められて働いている方々で、この杉並区の公契約条例に従って働いている方ではないんですよね。なので、一律、ここの事業場は公契約条例に従っている事業場なので、定め

られた最低下限報酬以上を払いなさい、もらえますよというふうに書いてあるポスターを貼ってくださいと言われましても非常に難しい、というご意見でした。隣で働いている方は公契約の仕事をしているけど、その隣の人は違うというときに、その事業場全てが適用されるように見えてしまうポスターを事業場の中に貼るのは大変難しいので、その点のご理解いただけないかと。実質、今のところは貼れません、というふうにご意見を頂きました。

当初から、この公契約条例の目的としては最低下限報酬を設定して、いわゆる民間の業務においても賃金アップというのが狙われている制度だというのは十分理解はしておるんですけども、介護は介護の現場でいわゆる介護報酬というものが厳密に定められておりますので、なかなかそれ以上の賃金アップというのはそんなに簡単ではないということもございますので、そうしたご意見があったということで、その点は行政のほうにもぜひご理解いただきたいなというところでご意見を申し上げました。

以上です。

○島田会長

はい。ありがとうございます。

何か事務局のほうからございますでしょうか。

○青木経理課長

はい。ポスターに関しましては、協力をお願いということでございまして、貼っていただける環境にある場合には貼っていただきまして、周知をしていただくということでございますので、貼らないから何かということは特にございませんので、引き続き可能な範囲でご協力いただければというふうに考えております。

○水島委員

よろしくお願いします。

○島田会長

柔軟に対応していただいていいということでございます。ありがとうございました。

ほかに何か。

○山田総務部長

すみません。ちょっとだけ付け加えると、そのためにというか、ポスターが難しいところはカードをご準備させていただいて、この条例のポスターを貼ることそのものが目的ということとは絶対はないということ、

それは理解いただけていると思うので、やはり一人一人の従事者の方、また経営者の方を含めて、公契約条例の適用になる方の職場の方に、十分この条例の意味や下限額についてお知らせするというためにいろいろな周知方法を考えていくということを区のほうでもやっていますので、その辺りも併せて、これからも周知に努めていきたいというふうに思っております。

○島田会長

ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

○今里委員

今里でございます。

すみません、確認でございますが、ご相談の趣旨は、その現場に介護保険法の適用がある職員と、それから公契約条例の適用のある労働者が双方混在してお勤めになっているということでしょうか。

○水島委員

はい、そうです。

○今里委員

もしそうであれば、ちょっと思いましたのは、たとえ1人であっても、条例の適用の対象になる方がいらっしゃるのであれば、その方がほかのタイプの労働者と混在しているということで情報が頂けないという状況になり、まあ、それは別の周知方法があってカードをお渡しになるということでカバーをしていらっしゃるということではあると思うのです。で、それはそういうやり方もいいと思いますけれども、やっぱりポスターって、ちょっと存在感があって、目を引くものではあるので、もしできるのであれば、適用される方と適用されない方がありますとか、何か明示をするとか、今、もう既にポスターは印刷されて出来上がっているものだと思いますので、何か若干の注記程度で明確にできるのであれば、逆に細かいことではあるけれども、世の中の全ての労働者に適用されるものではないし、公契約条例の適用される労働者というのは一定の方がおられるということも明示することは意義があることなのかなと思ひまして、ちょっと理屈っぽい話ではありますが、その上でご協力がちょっと難しいとおっしゃるのは、それはご自由だとは思っています。たった1人のためにばんとかいうものをやるのは、幾ら注記があって、この事業所に、全員に適用されるわけではございませんとあったとして

も、ちょっとやりにくいですというような何か状況が現場にあるのであれば、それは事業所の責任者の方、ないし事業所のご判断だとは思っています。

しかし、1人や2人しかいないから、で、そのほかは、例えばもう何十人いたとして、その1人や2人が分からなくてもいいというのは、ちょっと違うのかなと感じました。それは細かい工夫の問題ではございますけれども、ちょっと思いましたので申し上げました。すみません。

○島田会長 はい。ありがとうございます。今の今里委員の意見も取り入れていただきながら、事務局のほうでご対応いただければというふうに思います。

こういうことをわざわざ言っていただける事業者の方って、ある意味では非常に…

○山田総務部長 そうですね。

○島田会長 真面目に捉えられているというふうに思いますので、そういう意味では、一層うまく、その事業者の方とも、水島委員を通してでもコミュニケーションを取っていただければなというふうに思います。どうもありがとうございました。

ほかによろしゅうございますでしょうか。

(なし)

○島田会長 ありがとうございます。

それでは、今度は(3)になりますが、特別区の公契約条例の動向について、また、続けまして(4)、人事院勧告等の動向について、事務局から報告を頂きたいと思います。

○青木経理課長 はい。それでは、特別区の公契約条例の動向についてご報告をさせていただきます。資料4をご覧ください。

こちらは、各区における工事及び製造の請負契約の労働報酬下限額の算出方法を記載しております。

まず、8年度から、品川区と豊島区が運用を開始しております。工事については杉並区と同様の算出方法となっております。また、荒川区、港区、大田区が昨年度条例を施行しまして、令和9年度からの運用開始

を予定しております。

その他の変更点としましては、世田谷区が見習い・手元等の労働者の算出方法を変更しております。

令和7年度は、軽作業員の令和7年度公共工事設計労務単価の70%としていたところ、令和8年度は、若年層の入職者確保を目的としまして、軽作業員の令和8年度公共工事設計労務単価の80%へ変更しております。また、割合の変更の検討に当たりましては、世田谷区の熟練労働者の中では一番低い金額である交通誘導警備員Bの85%の金額を見習い・手元が超えないようにするという点から、軽作業員の80%としたということを確認しております。

次に、台東区につきましても、見習い・手元等の労働者の算出方法につきまして、令和7年度は、軽作業員の令和7年度公共工事設計労務単価の70%としていたところでございますが、令和8年度は軽作業員の令和8年度公共工事設計労務単価の75%へ変更しております。検討に当たりましては、当初、職種別の割合も検討していたところでございますが、見習い・手元の実態把握も必要ということで、事務局案の軽作業員の75%となったということを確認しております。

次に、新宿区につきましては、見習い・手元等の労働者の算出方法につきまして、令和7年度は軽作業員の令和7年度公共工事設計労務単価の70%としていたところでございますが、設定の撤廃をしております。検討に当たりましては、若年層の入職者確保であるとか、軽易な業務だけではなく、各種職種の見習い相当のことも行っているという点から、当初、普通作業員の70%で検討しておりましたけれども、実際の現場に見習い・手元がないという意見がございまして、撤廃をしたとのことでございます。撤廃後、従来の見習い・手元をどの職種に当てはめるかは事業者による判断ということになるということは確認しております。

各区における令和8年度の工事又は製造請負契約の熟練労働者、一人親方の労働報酬下限額につきましては、下限額を設定している15区中14区が公共工事設計労務単価に対する割合を90%としております。見習い・手元等の労働報酬下限額につきましても、15区中11区が軽作業員の

公共工事設計労務単価の70%としているところでございます。

次に、資料5を御覧ください。

こちらは各区における工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約・指定管理協定の労働報酬下限額でございます。大きな変更点としては、工事と同様に、今年度から品川区と豊島区が運用を開始しております。

杉並区におきましては、昨年度行われた審議会におきまして、労働報酬下限額が1,500円で決定したところでございます。下限額を設定している特別区全体で比較した場合、杉並区の1,500円といいますのは、15区中6番目に高い金額となっております。

なお、労働報酬下限額の設定に当たって参照している職員の賃金でございますが、15区中、杉並区を含む6区が会計年度任用職員の報酬単価としております。

最後に、公契約条例の運用を予定している特別区の動向でございます。先述のとおり、荒川区、港区、大田区が、令和9年度から運用開始予定と伺っております。今後の動向については、引き続き注視してまいりたいと存じます。

続きまして、資料6をご覧ください。人事院勧告等の動向について、ご報告させていただきます。

まず、国家公務員に対する人事院勧告でございますけれども、人事院は、8月7日に国家公務員の給与に関する報告及び勧告を行っております。勧告の内容でございますが、資料に記載しているとおり、月例給、ボーナスともに引き上げております。民間初任給の動向や人員確保の観点から、例えば初任給につきましては一律9,500円の引上げとなっております。平均の改定率は全体で3.51%となっております。

なお、特別区人事委員会の勧告については、例年どおり10月中旬に行われる見込みとなっております。

次に2番でございますが、東京都の最低賃金でございますけれども、東京地方最低賃金審議会は、本年8月5日、現行の最低賃金の時給額1,226円を54円引き上げまして、1,280円とすることが適当であるとの答

申を行っておりまして、これによる引上げ率は4.4%となっております。

報告は以上となります。ご報告、ご意見等ございましたら、頂戴できればと存じます。よろしくお願いします。

○島田会長 はい。ありがとうございます。

かなり詳しいご報告を頂戴いたしましたので、いろいろご質問もあろう、あるいはご意見もあろうかと思いますので、どうぞ、委員の皆様、ご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。

○水島委員 よろしいでしょうか。

○島田会長 はい、どうぞ。

○水島委員 水島でございます。

新宿区の見習い・手元の設定なしというところは、大変驚きをもって受け止めておるんですけれども、実際、どのような調査がなされたかというのは、分かる範囲で教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○青木経理課長 私どもも新宿区の会議の記録などを確認しているところでございますけれども、調査といいますか、こちらでの審議会の中でのご意見としまして、建設業の代表の方と思われるんですが、その方から、現場の状況としては、見習い・手元に当たる方がいないというようなご意見を頂いたということで、それを踏まえての改定というふうに聞いているところでございます。

○水島委員 はい。ありがとうございます。後ほど説明があるような、杉並区で行ったような調査はいたしていないということになるんでしょうかね。

○青木経理課長 確認できる限りは、それだけの調査というのは行っていないというふうに認識しています。

○水島委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○島田会長 ほかにいかがでしょうか。

後で、今、水島委員からも出ました見習い・手元に関しては、杉並区としては、前回の審議会の中で事務局にお願いをしていた調査が実施されましたので、それを踏まえてまたご議論ということでも結構でございますが、よろしゅうございますか。

(なし)

○島田会長 はい。それでは、一応ご報告については以上とさせていただきます、
ただいまから、事務局の報告を頂きましたので、次第8の議事に入っ
てまいりたいと思います。

 それでは、まず検討スケジュールについて、事務局からご説明を頂戴
できればと思います。

○青木経理課長 それでは、資料7をご覧くださいと存じます。

 本日の第1回審議会では、下限額の設定に向けてご意見を頂きたいと
考えております。本日の意見を踏まえまして、次の第2回審議会におき
ましては、一定の方向性として答申案をまとめていただきまして、11月
中旬、下旬に想定される特別区人事委員会の勧告に対する妥結がされた
後に、第3回審議会におきまして答申を頂ければと考えているところで
ございます。

 なお、第3回審議会の開催時期でございますけども、区の当初予算へ
確実に反映させる観点から、11月下旬の予定とさせていただければと考
えております。

 検討スケジュールの説明については以上でございます。

○島田会長 はい。ありがとうございました。

 ほぼほぼ昨年と同様のスケジュールかなというふうに思いますが、何
かご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(なし)

○島田会長 はい。ありがとうございました。

 それでは、3回の開催で、11月の下旬頃に答申を行うという、こういう
スケジュールで進めさせていただければというふうに思います。第3回
の審議会において答申を決定するという方向でございます。

 それでは、引き続きまして、これより労働報酬下限額の答申に向けて、
皆様のご意見を伺ってまいりたいと思います。

 まず、工事又は製造の請負契約について、委員の皆さんの意見を伺っ
てまいりたいと思います。

 最初に、熟練労働者等の下限額について、何かご意見はございますで

しょうか。

○水島委員

水島でございます。

私といたしましては、熟練労働者、一人親方につきましては、引き続き公共工事設計労務単価の90%が妥当ではないかと思っております。

以上です。

○島田会長

ありがとうございます。

ほかにご意見はございますでしょうか。

高取委員、お願いします。

○高取委員

はい。すみません、高取です。

そうですね、熟練工に関しては、公共工事設計労務単価の90%、あとは、そのもらえていない方たちを実際にはどういうふうにするかということ、実効性の確保がこれからはちょっと問題で、考えていかなければいけないところかなと思っております。

○島田会長

はい。ありがとうございます。

今、従来どおり、公共工事設計労務単価の9割というご意見が出たところでございますが、ほかにご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(なし)

○島田会長

それでは、ほかにご意見もないということでございますので、熟練労働者、一人親方につきましては、他区の動向を踏まえて、これまで同様、令和9年度の下限額は引き続き公共工事設計労務単価の9割とするという方向でよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

○島田会長

ありがとうございます。

それでは、続きまして見習い・手元等の労働報酬下限額についてご意見を頂戴したいと思います。これにつきましては、既に資料がお配りされているように、調査を事務局のほうで実施していただきました。それらを含めて、様々な資料をご提供いただいているようでございますので、事務局のほうからご説明を頂戴できればと思います。

○青木経理課長

それでは、参考資料の2ページをご覧いただきたいと存じます。

こちらは都内の公共職業安定所の求人情報のうち、軽作業員、見習い等の求人内容を抜粋して掲載させていただいております。今回は、今年1月から6月までの期間における求人内容をまとめております。

軽作業員・見習い等について、報酬額を時給換算した額の平均は、パートタイマーが1,509円。続いて7ページをお開きいただきまして、こちらは正社員になりますが、正社員が1,562円という結果となっているところでございます。参考にさせていただきますと幸いです。

続きまして、別立ての資料になりますけれども、参考資料別紙というものがございます。「見習い・手元等の実態調査結果」というこちらの資料をお開きいただければと存じます。こちらについてご報告をさせていただきます。

こちらについては、見習い・手元等について議論をしていただくに当たりまして、昨年度、その実態の把握について事務局で検討するとお伝えしたところでございます。その結果、事業者の実態調査を行うこととしたものでございまして、その集計結果となっているところでございます。参考資料の別紙の1ページをご覧ください。

まず、今回の調査につきましては、特定公契約を受注している業者に限らず、入札参加資格を持っていて、杉並区内に所在する全ての業者を対象に調査を行っております。調査の対象業者は142業者おりまして、そのうち103社から回答がありました。回答率としては72.5%となりました。

続きまして、2ページの問2をご覧ください。こちらはご回答いただいた業者の主な業種をご回答いただいております。おおむねどの業種からも回答が得られているという状況でございます。

なお、この後の集計につきましては、業種ごとの傾向を考慮して、全ての業種ごとに集計をしております。

続きまして、問3をご覧ください。こちらでは回答業者の規模を測る設問となっております、回答としては、いずれの業種も5人以下の所属という回答が多い状況となっております。

続きまして、3ページをご覧ください。問4になります。こちらは自社

で雇用している見習い・手元がいるかという設問となっております、回答としては、多くはありませんけれども、どの業種においても見習い・手元の雇用が確認できたところでございます。

続きまして、4ページの間5をご覧ください。こちらは、先ほどの間4におきまして、自社で見習い・手元を雇用している業者への設問となっております。雇用している職人のうち見習い・手元、軽作業員、雑工、多能工、その他のほかに、人数の内訳について回答してもらう設問となっております。

見習い・手元に焦点を当てますと、全体としては、人数は多くありませんけれども、建築、道路舗装、空調給排水はいずれも3人、電気は7人、造園は11人という内訳となっております。

なお、次の間6になりますけれども、電気その他の6につきましては「電工」という形で回答を得ておりまして、こちらについては見習い・手元ということではないというふうに考えているところでございます。

続きまして、5ページの間7をご覧ください。こちら、間4にて、自社で見習い・手元を雇用している業者への設問となっております。見習い・手元、軽作業員、雑工、多能工、その他の方々の主な業務内容を選択肢の中から選んでいただきまして、それに加えて、その具体的な内容を記載いただく設問となっております。

なお、本設問は回答フォームの制御の都合上、自由回答となっております、主な業務内容についても複数回答できるため、他の設問での回答数などとは必ずしも一致しない状況となっております。あくまで参考値でご覧いただければと存じます。

見習い・手元の主な業務内容の回答としましては、いずれの業種においても軽易な業務、各職種の見習い業務ともに回答がありまして、一つの業者で両方回答しているところもあれば、軽易な業務のみで回答している業者もありまして、現場やその人の技術によるところかと存じますけれども、一概に一つの傾向としてまとめることが難しい結果となったところでございます。

また、6ページには、回答のあった具体的な業務内容についても記載

しておりますので、そちらも参考としていただければというふうに存じます。

続きまして、7ページの問8をご覧ください。こちらは雇用されている見習い・手元、軽作業員、雑工、多能工、その他の方々の税引き前の平均時給に関する設問となっております。見習い・手元の平均時給については、建築、道路舗装が他の職種と比較して低めに出ておりまして、一方で、空調給排水、電気、造園では2,000円という回答もあったところとなっております。

なお、下にも注記しておりますけども、本調査については特定公契約以外の公契約や民間同士の契約も含んだ調査となっているため、見習い・手元の下限額未満の数値も出ている形となっております。

続きまして、8ページの問9をご覧ください。こちらは自社で雇用している職人についてではございませんで、下請など、現場で見かける職人についての質問となります。正確な情報というよりも回答者の感覚的なところによる内容も含まれておりますので、あくまで参考としてご覧いただければと存じます。

問9については、現場で自社以外の見習い・手元をどれほど見かけるかという設問となっております、一番回答が多かったのは⑤、「どの現場に行っても見習い・手元はいない」というものでございました。次点で①の「1現場あたり1人程度」という回答が多い結果となっております。

なお、④の「その他」については、次の問10の内容にはなりますけども、空調給排水では「現場規模によるため一概には言えない」という回答と、造園は「年間で2～3人程度」と回答が得られております。

続きまして、9ページの11をご覧ください。こちらは、先ほどの問7と同様の構成となっております、今度は現場で見かける職人について、主な業務内容と具体的な業務内容について回答してもらう設問となっております。

見習い・手元の主な業務内容の回答としましては、いずれの業種においても、軽易な業務、各職種の見習い業務ともに回答がありまして、問

7と同様に、一つの業者で両方回答しているところもあれば、軽易な業務のみで回答している業者もいたというところがございます。

また、10ページ、11ページには、回答のあった具体的な業務内容についても記載しておりますので、そちらも参考としていただければと存じます。

最後に、12ページの間12をご覧ください。こちらは下請けの見習い・手元への日当の相場についての設問となっております、一番多かった回答としては、日当1万5,000円以上でありまして、1日8時間として時給換算すると1,875円以上ということになりまして、労働報酬下限額である1,637円より高めの水準で回答が得られたところがございます。

見習い・手元の実態調査の結果については以上となります。

○島田会長

はい。昨年度、私どものほうでお願いをした調査につきまして、かなり大がかりの調査をやっていただきまして、事務局の皆様には感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

これから審議に移るんですが、せっかくこれだけの詳しい調査でございますので、何かこの結果自体についてご質問等がございましたら、お手を挙げていただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

○水島委員

よろしいでしょうか。

○島田会長

どうぞ。

○水島委員

水島でございます。

今、会長からもございましたけれども、大変回答率も高く、非常に有効で——有効という言い方ですみません、非常に貴重なデータだったかなと思ひまして、私も同じ業界にいる者として大変参考にさせていただいております。

やはり見習い・手元がないということはあるかないかなというのがこの結果を見て感じることでありますけれども、その実としては、なかなか、やはり、やっている業務は多種多様であって、なかなか、これ一つに絞るというのはなかなか難しいなというふうに感じておりまして、本日、ほかの皆様がどのように、これをご覧になってご意見を頂けるの

か、お聞きしたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○島田会長

はい。ありがとうございました。本当に、今、水島委員もご指摘になりましたけど、この種のアンケートで70%を超える回収率はなかなかないんじゃないかというふうに思います。ありがとうございました。

ほかに何かご意見はございますか。ずっと議論された高取委員、何かご感想なりはございますか。

○高取委員

本当に、調査していただいてありがとうございます。

○島田会長

では、また審議の中でということにさせていただきたいと思います。

それでは、この情報提供も踏まえまして、見習い・手元等の下限額につきましてご意見を頂戴したいというふうに思います。どうぞご審議いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

お願いいたします、高取委員。

○高取委員

はい、高取です。

建設業、入職しますと、キャリアアップシステムというのを、皆さんご存じですかね、建設キャリアアップシステム。入られた方はレベル1のカード、白色のカードを持って、レベル4までレベル判定していったことがあるんですけども、昨年の12月に担い手3法が改正されて、国交省のほうも、そのキャリアアップのレベル別の給与、標準値と何でしたかね、標準を出してきているのと、もうちょっと高いところまでやしましょうよというところで、目標値ですね、それを定めています。現場に入った方はレベル1のキャリアアップの資格を持つわけですけども、その方たちの標準値、国交省が考えている標準値は、年間の年収で418万円です。ところが、今、杉並区の条例で決まっているものに関しては394万円になります。あ、ごめんなさい、違うな。306万円になります。1万8,700円、軽作業員の70%、1万3,090円を234日で計算しますと306万円になります。これは業法で決まっている著しく低い賃金に該当するのではないかというようなこともありますので、今年はぜひ、少なくとも軽作業員の90%、普通作業員の70%、どちらかのところで決めていただけたらなと思っております。

国も担い手3法を改正したというのは、若手入職者をやっぱり一生懸命入れなきゃいけないというところを勘案しまして決めているところです。杉並区、まあ、幾つかの自治体では、70%、軽作業員の7割というところを決めていらっしゃるんですけども、これですと本当に時給換算すると1,637円なんですね。で、杉並区の委託、事務で働く方は1,500円です。1時間137円しか変わらないんですね。1日働いて1,000円ぐらいしか変わらないんですね、事務の方と。この暑さの中、寒さの中、拘束時間も長い建設作業員が、ね、事務で働く方は、どんなに離れていても、毎日通うのは1時間、1時間半で通えるかと思うんですけども、建設の作業員って、今日の現場は神奈川かもしれない。明日の現場は埼玉かもしれない。今日は近くで30分かもしれない。それを考えてみても、若手入職者が入ってくるということが考えられないわけなんですよ。それを、何とか若手の方、一生懸命入職していただくためには、やっぱりそこはしっかり働いて、しっかり賃金をもらえるというところ、これ、公契約条例の多分理念になるのかなと思いますので、しっかりその辺を考えていっていただきたいなというところです。

これだけ、いろんなところで、もう雨が降って、地震があつてというところで、建設職人が減ってしまうと、腕のある職人がいないと、リフォーム、減災、防災ができなくなります。しっかり職人を育てていくためにも、今回は、最低でも軽作業員の70%、あ、90%、普通作業員の70%のどちらかでお願いしたいと、わたし的には思っております。

以上です。

○島田会長

はい。ありがとうございました。

現場作業の大変厳しい環境ということについては大変分かったんですけど、ただ、事務作業員1,500円というのは事務系だけじゃないんで、現場作業の方もたくさんいらっしゃるんで、屋外ではないかもしれませんが、その点にご留意いただければというふうに思います。はい。ありがとうございました。

ほかにいかがでございますでしょうか。

はい、どうぞ、お願いいたします。

○水島委員 はい。先ほどスケジュールも提示をされたわけでございますけれども、2回目の審議会でいわゆる見習い・手元の単価設定というのを、まあ、おおむねこの案でというような形でやるべきかなとは思っておるんですけれども…

○島田会長 はい。

○水島委員 可能であれば、この実態調査結果をこちらで、我々の団体のほうで共有する時間をちょっと頂戴したいなというところなんです。

○島田会長 はい。本日はその具体的な数字というところまでは考えてはならないで、できるだけ皆様のご意見を多く聞かせていただいて、次回に向けて、各団体のほうも含めてご議論いただければと思っております。

○水島委員 はい。今回の調査結果を拝見いたしますと、業務内容というところで、これが、業務内容の具体的な記載をあまり取り上げると、かえって話がややこしくなるかもしれないんですけれども、見習いの業務もあれば、いわゆるその手元の業務というところで、なかなか一緒くたにしにくいところはあるんですが、比較的この、いわゆる軽作業員の業務に近いものが多いのかなというふうに私としては拝見いたしました。

その上で、実態調査としての労働賃金としては、最多が1万5,000円以上支払われているということでございますので、一定程度の、今の70%よりも全然高い金額だと思いますので、その辺りを検討して次回の審議会の際にご提案させていただきたいと思うんですが、基本的には軽作業員の労務単価に何%かというところが、私どもから出せる意見になるのかなというふうに今は考えております。

以上です。

○島田会長 はい。ありがとうございます。ぜひ、このような資料に基づいてご検討いただければというふうに思いますし、また、高取委員からのご意見もお伝えを願って、併せてご議論を頂戴できればと思います。

ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

この審議会でも、ここのところはずっと長年議論をしておったところでございまして、今回は、前回のときにエビデンスに基づいて議論をしましょうということで、事務局のほうで調査を頂きました。ということ

で、長年議論してきたのを、この資料等に基づいて議論ができるかと思っています。他の状況との関連というのにはありますが、新宿区さんのほうは廃止ということにしたようですが、アンケートを見る限り、杉並の場合って、手元・見習いなしというふうにはならないのかなと私は思っておりますので、従来の中での基準との関係でどう考えていくかということを含めてご議論いただければと思います。

ほかによろしゅうございますでしょうか。

はい。

○今里委員

はい。今里でございます。

今、高取委員のご意見というか情報を伺いまして、現場は建設業と、ほかの業種と違うという事実関係もあるのかなということと、その建設業の場合のキャリアアップシステムというのですかね、それを見ると、将来を見据えて、労働者を教育というか養成していく、そういう実態を背景にすると、それを完全に今までどおりに扱っていいのかどうかというのは、ちょっと私も疑問に思ったという感覚があります。ただ、実態として、ほかが相当また違うお仕事をやっているということで、一緒にたに見習い・手元をアップするというのも実態に合わないのかなと。

他方で、新宿区さんがその設定なしにして、業種によって考えるみたいな判断、それは具体的にどうされているかが理解できないので、それを理解することも必要かと思っています。

○島田会長

それは、要するになくして、従来のところのどこかの基準に職種を当てはめていくという、そういう形。

○今里委員

そういうことで。

○島田会長

90%水準のほうで職種が決まっていますから、そこに入れていくという、そういうことです。

○今里委員

はい。ありがとうございます。

もしそうだとしたら、ひょっとしたら、基本的には従来どおりの考え方を踏襲しつつ、例外も認めるというような柔軟な対応が現実的に可能なのかどうか。で、その、例外といっても、何か適当な運用をするわけにはいかず、ある程度この、何ですかね、区には、公契約条例の施行につ

いて裁量があるにせよ、完全な自由裁量ではないというのが法なり条例の建前だとは思いますが、何かこう、例外的にこの業種の場合はこうなんだという目安というかガイドライン的なものを見つけられるのか、られないのか。

今日もちょっとお聞きしただけなので、まだ詳しくは私もよく理解できませんでしたし、あと、水島委員の従来どおりでいいんじゃないかというところも、全体の傾向を見れば、それはそのとおりなのかなということもありましたので、ちょっと例外的適用というのが現実的に運用として可能なのか、一つの職種についてはちょっと例外としてこの基準を用いるみたいなことが可能なかどうかは、一応考えてみる意味があるのかなという印象を持ちました。ちょっと、まだ細かいことが分かりませんので、今日お聞きしたばかりでの印象にはすぎませんけれども、と思いました。

すみません。以上です。

○島田会長

はい。ありがとうございました。

ほかにご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(なし)

○島田会長

それでは、見習い・手元等につきましては、今日ご紹介のあった他区の動向、アンケート結果、あるいは市場の相場を踏まえまして、引き続き第2回審議会において議論を行うということでございますので、今、各委員、また第2回引き続きまで、ご検討いただければというふうに思います。よろしゅうございますでしょうか。

○島田会長

はい、どうぞ。

○高取委員

申し訳ありません。一つだけ。

実は、いろんな区でもう公契約条例の審議会が始まっているんですけども、台東区では、区のほうの、これは傍聴できる審議会ですので、もちろん決定ではありませんけれども、情報としてですけども、区のほうを示してきたのは軽作業員の90%というところです。これでどうでしょうかというのは、区のほうから出た意見だということで、これは情報だけです。

以上です。

○島田会長

はい。ありがとうございました。

まあ、そういうのもあるそうなので、事務局のほうでも、また、引き続いて他区の状況について、分かるところは調査していただくということで、またご負担をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

(了承)

○島田会長

はい。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、業務委託契約と指定管理協定の労働報酬下限額について議論を進めてまいりたいというふうに思います。

これにつきましても、審議の参考となります情報をまとめていただいておりますので、事務局のほうからご説明を頂戴できればと思います。

○青木経理課長

はい。それでは、参考資料の8ページをご覧ください。こちらは、令和7年度及び8年における会計年度任用職員の短時間業務職の1時間当たりの報酬額を掲載しております。

杉並区の令和8年度の労働報酬下限額は、「用務」1年目の報酬額である1級30号の1,500円を採用したところでございます。前年の令和7年度については1,400円で行ったので、額にして100円、引上率7.1%、7.14%の引上げを行ったところでございます。

また、補足となりますけれども、業務職給料表（二）の改定がございまして、切替え時の給料月額と号給について、切替え前の額と同額又は直近上位の額が適用されているところでございます。

資料上の改定後の「用務」1年目の号給である1級25号を記載しております。1時間当たりの金額については1,501円となっておりますが、昨年の答申時の1,500円と1円の差が生じているのはそういった状況でございます。

また、特別区職員の給与に係る人事委員会勧告に関する妥結については例年11月中旬であるため、今回は参考としまして、仮に5%の引上げを行った場合と10%の引上げを行った場合、この二つのパターンを報酬額で記載してございます。

例えば、今年度と同様の1級25号において5%の引上げを行った場合の下限額については1,577円、10%の引上げを行った場合については1,652円となっております。

次に9ページをご覧ください。こちらは東京都における消費者物価指数を記載してございます。そして、10ページにおきましては、東京都における最低賃金、そして、1年目の会計年度任用職員の短時間事務補助の1級5号給、そして、短時間・用務の1級25号給の推移をグラフで記載してございます。議論の参考にしていただければ幸いです。

以上でございます。

○島田会長

はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からのご報告も踏まえまして、委託と指定管理協定の下限額について、算定根拠についてのご意見を伺いたいと思いますが、何かご意見はございますでしょうか。

○酒井委員

お願いします。それでは、私のほうから。酒井でございます。

算定根拠等々のお話でございますが、委託関連に関して、27年度下限額1,585円を基本に、1,600円以上を設定等々、ご審議していただきたいと思っております。

杉並区の26年度の報酬下限額は1,500円となっております。私たちは今後賃金上昇を考える上で、特別区の2026年度労働報酬下限額1,520円を基準に、27年度の賃金上昇分4.8%を反映させると1,585円になりますけれど、今、資料にございました8ページの1級28号を5%ということにしますと、その要求額1,600円ということ、1,600円以上になるということをおもわれますので、それを基準にご審議していただきたいと思っております。

それから、2点目は、前年、金子委員がやり残したと伝え聞いておりますが、職種ごとの専門性や実際の賃金水準を踏まえた労働報酬下限額の設定についてでございます。私たちの調べでは、清掃、給食、施設管理、設備保全、介護など、職種によって、実際の賃金水準が、かなり大きな差がございます。例えば、1,500円の職種である一方、2,000円、設備保全など2,800円の賃金水準も確認されています。そのため、全ての

職場の一律の下限額だけを考えるのではなく、職種の専門性、資格、経験、責任などを考慮して、実態に見合った労働報酬下限額の設定を検討していただければと思っております。公契約条例は、単に最低額の賃金を保護するためだけのものではなく、公共サービスを担う人材を確保し、その仕事に見合った処遇を保障することも意義があると考えております。

以上になります。よろしくお願いします。

○島田会長 はい。一応、この、昨年までの考え方なんですが、一応、行政職の俸給表と、それから、会計年度任用職員の用務というところを基準に考えましょうということで進めてまいったわけですが、今の酒井委員のご意見というのは、それ自体はよろしいということなんでしょうか。

○酒井委員 まあ、考え方はそうでございます。

○島田会長 それはそうだということですね。

○酒井委員 はい。

○島田会長 あと、新しいご提案としては、前回の審議会で前委員の金子委員がおっしゃった、少し職種別ということを導入してはどうかという、こういうご提案がなされたらと、こういうふうに受け止めたところでございます。

ただ、今年度で、ちょっとその、次回決定という中で、この職種別というところにやるにはなかなか、それこそエビデンスがないのかなというふうに思いますので、その点は、また今後どうするかというところの中でご意見を賜って、必要に応じて、事務局のほうでもまたご検討いただくようなことはあり得るかなと思うのですが、そういう取扱いでお許しを頂ければというふうに思っております。いかがでございますでしょうか。

○酒井委員 はい。お諮り、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○島田会長 はい。ありがとうございます。ほかにご意見はございますでしょうか。

はい、砂川委員、お願いします。

○砂川委員 砂川です。

酒井さん、これ、1,501円というのは、先ほどおっしゃった設備の方は2,000円いってますよとおっしゃいましたよね。これは、あくまで最低の金額で、これより上を払っていますという発想なんですね。1,500

円というのは、あくまで最低のランクですよ。当然、これを設備の人にも当てはめていくというのはあり得ないと思いますよ、委託の業務で。もっと上を払っています。これは、あくまでも清掃をやっている、こういう部分の最低賃金ですよということなんで……

○酒井委員 はい。

○砂川委員 あと、これ、今まで6年間、今の1号30級、今回、我々は1号25級ですか、を、6年間基準を設けましょうと、2年目にみんなで話をして始まったように思っているんですけども、それについては会長を含めてね、変えることも必要なのかなとは思っていますけれども、一応、こういう6年間で1号25号ですか、あ、I級25号を基本にしてやっていきましょうというのが今までのやり方でしたんで、ちょっとそこら辺も考慮に入れていただければと思います。

○島田会長 ありがとうございます。酒井委員のご提案は、そういう職種別も今後検討していただきたい、ご検討ということでございますので、従来進めてきた基準についてはご異存ないということでございましたので、そのように進めさせていただきたいというふうに思っております。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、まとめますと、現在の算定基礎である会計年度任用職員（短時間・用務）、これに沿って行うということについては変更しないということにしたいというふうに思います。

具体的な引上げ幅に関しましては、最賃も1,280円ということになりましたし、本年度の賃上げの動向、あるいは人事院勧告の内容を踏まえますと、恐らく今年も、最低賃金の引上率同等、あるいは、もしかしたらそれを上回る引上げが必要なのではないかというふうに考えているところでございます。

これらを共通認識といたしまして、先ほどのご報告にもございましたように、10月には特別区の人事委員会勧告の内容が出るかと思います。私どもが参照しております会計年度任用職員（短時間・用務）につきましては、労使交渉での合意ということがもうワンステップ必要になってくるわけですが、一応、方向性が次回の10月の審議会では出て

いくのではないかと思いますので、次回で答申案のほぼを決定する方向にしたいかなというふうに思っていますが、よろしゅうございますでしょうか。

(了承)

○島田会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。次回、具体的な金額を決定したいというふうに思います。

さて、本日は大変活発なご意見を頂戴しまして、ありがとうございます。次回は、本日の議論を踏まえて、ぜひこの着地点を見いだすために再度議論をしたいというふうに思いますので、委員の皆様、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

日程について、10月ということかと思うんですが……、あ、11月か。11月ですか。これは、日程については、事務局のほうでご提案いただければと思います。

○小島契約係長 はい。それでは、次回の日程について、事務局のほうからご提案をさせていただきます。

事前の委員さんへの都合を確認した結果、11月4日の水曜日、15時から開始で、皆さんのご都合がよろしいということですので、できればこの日程で決定を頂ければと存じます。いかがでしょうか。

○島田会長 ありがとうございます。

今ご提案がございました11月4日、水曜の15時からということでございますが、よろしゅうございますでしょうか。

(了承)

○島田会長 ありがとうございます。

それで、もし、他にご質問、ご意見等がございませんようでしたら、第1回審議会を閉じたいと思いますが、いかがでございますか、よろしゅうございますでしょうか。

(了承)

○島田会長 どうもありがとうございました。